

「不動産は、分けることが出来ない資産である」・・・相続財産は、あくまで亡くなった方の財産。その方の意思が優先されるべき。そのためにも遺言書の作成が大切。

→ いきなり遺言書を書けといわれても、そう簡単に書けるものでもない。そこで「私の意思表示ノート」を作り、毎年一回 お誕生日などに見直すことをおすすめしたい。

(項目) 生年月日や家系図、家紋、人生の終焉についての希望、加入している保険の情報、口座などの金融関係情報、保有株式情報、事業の経営理念、不動産情報とその承継についての意思表示など。エンディングノートとの違いは、人生の終焉についてのことだけではなく、今現在の自分の情報、思いを毎年更新していくことを目的とする。これは開始年齢という概念もなく、何より自分の気持ちの変化を俯瞰することが出来る。

・空き家増加に対して求められる対策： ①活用または処分の促進 ②放置された空き家から、管理された空き家へ ③権利関係を複雑にさせない法律手続き など。

「まとめ」

1. 「相続のたびにまちは壊れている！」一人でも多くの方がこの現実気づくべき。
何も言わなくても家族は分かってくれる、あるいは家族がいないから伝え遺す必要はないというのは、いずれも大きな間違い。相続の後、紛争が起こる一番の原因は、亡くなった方の意思が見えないこと。意思表示や必要情報をしっかり遺すことは、残された人たちに対する一番の思いやりである。
2. 必要性や実態に合わせて遺産承継させることが、一番の愛情であり平等である。
3. お金は分けられるが、不動産は分けられない。不動産の相続承継は、意味のない共有を避ける方がトラブルを避けられる。家族のことと同時に、お世話になった「まち」のことも考えて事前の承継対策を！
家族に住み手が無ければ、信頼できる専門家に秩序と意思のある処分をお願いし、不動産ではなく売却代金を相続させることを考えると、まちづくりに資することができる。
4. 主な相続財産が不動産の方は、必ず遺言書を。
5. 相続人がおられない方、相続人と疎遠の方、離れて暮らしている方は、遺言だけでなく、任意後見制度の利用も検討。

会場からの質問：

Q：遺言書のお話がありましたが、遺言を絶対に書くべき人や、書くタイミング・時期などはいつ頃が良いのでしょうか？

A：書くべき人は先ずは会社の経営者。これは非常に大事で、経営権を誰に譲るか？明確にしておくべき。
書くタイミングは、①不動産を所有した時点で、遺言書を書くべき。②再婚した時（前の連れ合いの子供さんが居られる訳だから）婚姻届を出した時点で書くべきでしょう。書かないと後々困ることになる。
相続で揉めたり、紛争になることは非常に多い。

セミナー主催：洛西ニュータウン創生推進委員会・住まいと景観チーム、
京都市都市計画局まち再生・創造推進室、洛西支所地域力推進室

